

「認知症初期集中支援チーム 活動開始へ」

認知症になっても本人の意思を尊重し、住み慣れた地域で暮らし続けるために、市では、認知症の方やその家族の方を支援する「認知症初期集中支援チーム」の活動を開始しました。認知症の方の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しています。

●認知症初期集中支援チームとは

認知症は症状の軽いうちから適切に治療することが大切です。早期対応を行うことを認知症初期集中支援と呼び、チームは認知症の専門医、医療や介護の専門スタッフで構成しています。

●活動の流れ

①相談を受けた対象者宅を訪問、②チーム員会議にて対策を協議、③支援の実施（6か月）、④支援終了

●内容

- ・認知症の程度に応じて、医療機関への受診や介護サービスの利用を勧める
- ・症状の原因を探り、生活環境の改善を図る など

●対象となる方

自宅で生活をしている認知症の方や認知症が疑われる方で、現在、医療や介護のサービスを受けていない、または中断している方が対象となります。

- ・認知症の診断を受けたいけど、本人が拒否している
- ・介護サービスを利用したいけど、本人が拒否している
- ・病院受診を中断してしまった など

身近な方にこのようなことがありましたら、ご相談ください。

認知症は、早期診断・早期対応が大切です。早く気付いて対応することで、その後の病気の経過を遅らせることができ、介護の負担軽減につなげることができます。ひどい物忘れや、以前と違う気がかりな様子が見られたら、まずは、「田村市地域包括支援センター」にご相談ください。

☎田村市地域包括支援センター ☎68-3737

「PM2.5「注意喚起」の情報提供について」

大気中のPM2.5（微小粒子状物質）の濃度は、県が常時測定していますが、県内いずれかの観測所で測定値が国の示した指針値を超える恐れがある場合に、「注意喚起」の情報提供を行います。

市では、県からの「注意喚起」の情報により、防災行政無線で次の内容を放送します。

- ・不要不急の外出は自粛を心掛けてください。
- ・外出時にはマスクの着用を心掛けてください。
- ・屋外での激しい運動の自粛を心掛けてください。
- ・体の弱い方や病気の方、小児、高齢者の方は特に注意してください。

●注意喚起の基準（県内いずれかの観測所）

- ①午前5時から7時までの1時間値の平均値が1㎡当たり85μg（マイクログラム）を超過した場合
- ②午前5時から正午までの1時間値の平均値が1㎡当たり80μg（マイクログラム）を超過した場合

●「注意喚起」情報の継続期間

午後7時までに解除の基準を満たさない場合には、午前0時をもって自動解除とし、解除の放送は行いません。

なお、翌日も基準を超過した場合には、再度放送します。

●測定値情報

県内各観測所の測定値は、福島県（水・大気環境課）のホームページ（下記）に掲載されています。

<http://fukushimapref-taikikanshi.jp/taiki/PM25index.html>

PM2.5に関するQ&A

Q. PM2.5（微小粒子状物質）とは、どのようなものですか？

A. 大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5μm（1μm = 1mmの千分の1）以下の非常に小さな粒子のことです。さまざまな成分が含まれており、地域や季節、気象条件などで組成も変動します。例年、冬季から春季にかけてはPM2.5濃度の変動が大きく、上昇する傾向がみられ、夏季から秋季にかけては比較的安定した濃度で観測されています。

Q. どのような健康影響がありますか？

A. PM2.5（微小粒子状物質）は粒子の大きさが非常に小さい（髪の毛の太さの30分の1）ため、肺の奥深くまで入りやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されています。

☎市民部 生活環境課 ☎81-2272

「子育て世代包括支援センターの愛称決定」

子育て世代包括支援センターの愛称が決定しました。たくさんのご応募ありがとうございました。

●愛称 「にこたむ」

●愛称に込めた意味や思い

田村市民が、にこにこ元気になるように

●応募者

久保田 美貴子 さん（大越町）

☎保健福祉部 保健課

市子育て世代包括支援センター「にこたむ」

☎81-2271

「予防接種のお知らせ」

期限を守り、予防接種を受けましょう。

①麻しん・風しん（MR）第2期 予防接種

・対象者 小学校就学前の1年間にある方

②ジフテリア・破傷風（DT）第2期 予防接種

・対象者 小学5年生、小学6年生（11歳～13歳未満）

③日本脳炎（第2期）予防接種

・対象者 今年度9歳になる方、今年度18歳になる方

●持参物 ①予診票、②母子健康手帳、③健康保険証

●費用 個人負担なし

☎保健福祉部 保健課 ☎81-2271

「B型・C型肝炎は早期発見・治療が大切です」

肝炎ウイルスに感染しているかどうかは、肝炎ウイルス検査（血液検査）でわかります。公的助成を利用して検査を受けるには次の3つの方法があります。検査料は無料です。

①市の総合健診で肝炎検査を受ける（健康増進法に基づく健康増進事業）

●対象 40歳の方、41歳から70歳で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方（平成31年4月1日現在）

☎・☎保健福祉部 保健課 ☎81-2271

②保健所で肝炎ウイルス検査を受ける

●対象 過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方

※医療保険各法その他の法令に基づく事業において、肝炎ウイルス検査の受診の機会がある方、および市町村が実施する健康増進法に基づく健康増進事業の対象者を除く。☎・☎県中保健福祉事務所 医療薬事課 ☎0248-75-7818

③県が委託した医療機関で肝炎ウイルス検査を受ける

●対象 ※次の要件をすべて満たす方

(1) 中核市（郡山市・いわき市）を除く、県内の市町村に居住地を有する方

(2) 市町村が行う健康増進法に基づく健康増進事業の対象とならない方

(3) 過去にB型またはC型肝炎ウイルス検査を受けたことがない方

☎福島県保健福祉部 健康増進課 ☎024-521-7238

※委託医療機関へ直接申し込み、予約が必要です。契約医療機関の名簿については、県ホームページをご覧ください。☎県健康増進課へお問い合わせください。

肝炎治療には医療費の助成制度があります（福島県肝炎治療特別推進事業）

詳しくは、下記へお問い合わせください。

●肝炎医療費助成制度に関すること 福島県保健福祉部健康増進課 ☎024-521-7238

●肝疾患に関する専門的な相談全般 福島県肝疾患相談センター ☎024-547-1414（受付：毎週月・水曜日 午後2時～5時）

「高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種のお知らせ」

高齢者の肺炎の重症化防止を目的として、予防接種を1回受けることが出来ます。

●対象年齢

・65歳（昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生）

・60歳以上65歳未満の方で、心臓・じん臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する方、およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方。

「特例措置により対象者となる方」

・70歳（昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生） ・75歳（昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生）

・80歳（昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生） ・85歳（昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生）

・90歳（昭和3年4月2日～昭和4年4月1日生） ・95歳（大正12年4月2日～大正13年4月1日生）

・100歳（大正7年4月2日～大正8年4月1日生）

※65歳以上の対象者には個別通知を送付しました。

※60～65歳未満で該当となる方は、事前に手続きが必要です。保健福祉部保健課にお問い合わせください。

●接種費用 自己負担金2,000円

●対象外 既に高齢者肺炎球菌ワクチンを1回接種している方

※接種していることが確認された場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

●接種期間 4月1日（日）～31年3月31日（日） ●持参物 予診票、接種済証、健康保険証、健康手帳（お持ちの方）

●医療機関 田村市内・市外の医療機関

※一部取り扱わない医療機関もあります。電話などでご確認のうえ受診してください。

☎保健福祉部 保健課 ☎81-2271

